



オアシスは高齢者・障害者総合支援センターです。

オアシス だより

オアシス研修会

「身上監護において注意すべきこと」

2005年9月15日 午後6時～8時

講師：東京家庭裁判所後見センター裁判官 菅家忠行氏

9月15日午後6時から、弁護士会館で、東京家庭裁判所後見センター裁判官である菅家忠行氏をお招きして研修会を開催した。開設後丸2年を経過した後見センターの実情及び特に身上監護において注意すべきことについて、講演いただいた。

後見センターの実情

民法改正後の成年後見等開始申立事件は、全国での推移を見ると、平成12年度の約9000件から、平成16年度には17000件超に倍増している。そのうちの約1割は東京家庭裁判所の事件である。したがって、東京家庭裁判所の後見センターには昨年度は約1700件程度の申立があった。

ちなみに、平成17年度1月から8月までの件数は1141件であり、本年度は、月約140件の新受件数である。

これらの基本事件以外の任意後見監督、保全処分も含め、裁判官2名、書記官10名、調査官10名、事務官2名の合計24名で担当している。

事件の増加に伴い、調査官の出張による調査も多く、多忙を極めている。

したがって、後見センターでは、裁判官、調査官及び書記官の迅速かつ適切な判断が求められている。

成年後見人等の選任

成年後見人等の多くは、申立人である親族が選任されるが、近時第三者である、いわゆる専門家の成年後見人の割合が増加している。こうした第三者の成年後見人等の割合は通常2～3割と言われるが、後見セン

ターでは、その割合はやや高くなっている。第三者を選任するのは、申立人と被後見人が共同相続人同士で紛争性が高い場合や、申立人である親族が被後見人の財産に依存している場合などであり、かかる場合には、弁護士などの専門家が選任されることになる。

第三者成年後見人等の身上監護

第三者成年後見人等が附される場合、被後見人が施設に入所していれば、身上監護上の問題はさほど生じないが、在宅の場合や、統合失調症などを患っている場合などは、身上監護の問題が多いので、社会福祉協議会などの法人の成年後見が附されることが多い。これは、弁護士個人などに比べ、疾患についての専門家を擁しており実績もあるからである。

しかし、弁護士等が、施設入所の被後見人の成年後見人になった場合も、まったく施設を訪問しないなど、身上監護を怠ると、要介護度の変化を見逃したり、本人の容態を把握できなかったりと問題が生ずるので、定期的な訪問が必要である。

成年後見人等選任後の身上監護等の監督については、今後の重要な課題になると思われる。

(高齢者・障害者の権利に関する特別委員会
副委員長 富田 真美)